

明治初期旧佐賀藩出身政府官僚の統計的分析試論 (一)

毛利, 敏彦
九州大学九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7182220>

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 26, pp.227-251, 1981-03-31. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :



明治初期旧佐賀藩出身

政府官僚の統計的分析試論 (一)

毛利敏彦

目次

はじめに

- 一、明治初期の官員数
- 二、升味準之輔『日本政党史論』第二卷（一九六六年）の説明
- 三、石塚裕道『日本資本主義社会成立史』（一九七三年）の説明
- 四、田中彰『日本の歴史24・明治維新』（一九七六年）の説明
- 五、田中説における方法上の難点
- 六、中央省使上・中級官員の出身地
- 七、一応の結論

第一節、『百官履歴』にみる旧佐賀藩出身者の動向

第二節、『明治七年官員録』にみる旧佐賀藩出身者の動向

(未完)

はじめに

一 明治初期の官員数

明治初期旧佐賀藩出身政府官僚の統計的分析試論 (一)

明治初期旧佐賀藩出身政府官僚の統計的分析試論 (一)

明治維新によって誕生した新政権は、三職七科制、三職八局制、政体書、職員令と短時日の間に試行錯誤的なめまぐるしい機構改革を重ねたが、廢藩置県直後の一八七一年九月三日(明治四・七・二九)公布の太政官職制で一段落となった。太政官制は、明治六年政変後の内務省設置で一応の骨格ができあがり、その後、一八八五年(明治一八)に内閣制に代るまで継続した。

当初、太政官政府に勤務していた官員数は、中央、地方を合計して二万人前後であった。一八七六年(明治九)刊行の修史局編纂『明治史要附録概表』所収の「官省使庁府県官員表」は、左の数値を記載している。

	勅任	奏任	判任	等外	合計
明治六年	五五	二〇九六	九八三二	六〇九七	一八〇八〇
明治七年	七〇	二六〇五	一一六四〇	七一八一	二二四九六

なお、『帝國統計年鑑』を利用した升味準之輔氏の調査によれば、一八七六年二三、一三五名、七七年二二、七四一名であったが、西南戦争後の七八年には三一、八二七名、七九年三一、六二九名、さらに、八〇年約三六、〇〇〇名、八一年約七四、〇〇〇名に増加している。

二 升味準之輔『日本政党史論』第二卷(一九六六年)の説明

さて、升味氏は、形成期における国家官僚制の人的構成の特徴をみる一方法として、太政官制から内閣制へ移行する一八八五年前後の官員本籍地を調査し、以下のような傾向を抽出している。¹⁾²⁾

- 一、中央官僚制の頂上(勅任)には山口・鹿児島本籍が多く藩閥的色彩が比較的強い。
- 二、しかし、下にさがるとたちまちその色彩はうすらぎ、中央官庁官員の大部分の本籍地は乱数表的分布をしめす。
- 三、地方官僚制の上層は乱数表的浮動的で、中層以下は地元士族の固定部分が多い。

このことから、升味氏は、「しかし、政府の中枢部が藩閥出身者でしめられていけば、数からいって優越していても、藩閥出身者は実際の勢力を維持できたであろう。最上層の政府指導者は、出身府県にこだわることなく有能な腹心を身のまわりにおこうとし、非藩閥出身者はその能力によって政府指導者の腹心になろうとし、そこで、藩閥出身の政府指導者を首領とし非藩閥出身者をでいりとする複数集団が生じたというのはありそうなことである。……藩閥的対立とか提携とかいいうのは、旧藩郷党との関係とは別の、官僚社会内部に生じた、こういう集団の問題だったと考えられる。それが藩閥的だったといいうるとすれば、それらの集団の首領が藩閥出身者であったという意味にすぎない」と推測する。

そして、「このような国家官僚制の本籍地別構成は、一八七四年の『官員録』からの集計にも同様にみられる。とすれば、これは一〇年も前から、そしておそらく明治政府成立の当初からの傾向と思われる。政府の権威が高まるにしたがって、人材動員は容易になり、出身府県は平均化し、平民出が増加したけれども、政府官僚制は、はじめから想像されるほど藩閥出身者によって構成されてはいなかったのである。政府の上層は、藩閥出身者を首領とし、非藩閥出身者を手足とする集団の複合体であった」と結論している。

三 石塚裕道『日本資本主義社会成立史』（一九七三年）の説明

これにたいして、石塚裕道氏は、升味氏の「結論が誤っている」として、以下のように立論している。

一、内務省開設の段階で、内務・大蔵・工部三省の実権を掌握していた政府官僚群の役職・出身地・前歴からみれば、「旧討幕派雄藩出身の維新政府官僚に加えて、明治初年以降、地方官を歴任して民政に実績をあげた官僚群と、それに旧幕臣出身者を登用して官僚支配をかためていた」ことが解る。

二、明治初期の中央官庁では、旧幕臣関係者の比重がきわめてたかい。かれらは、洋書調所↓開成所出身の洋学者

明治初期旧佐賀藩出身政府官僚の統計的分析試論 (一)

・技術官僚と旧幕陸海軍出身の軍事官僚であった。⁽⁷⁾

三、三省官僚の人事構成はきわめて多様であり、そこには排他的な藩閥結合の原理が必ずしも貫徹されていなかったし、全体に「乱数表」的傾向を示していたことは否定できない。⁽⁸⁾

四、「これまでの検討によって、いわゆる大久保政権は、中央官庁機構から地方行政組織まで若干の部局あるいは府県を拠点とする藩閥の人事構成を残存させながらも、すでに出身藩を単位とする同志的結合関係は解体しつつあり、政府官僚群の対立といっても、それは官庁組織に依拠したうえでの分裂・割拠であったことが明らかにされた。⁽⁹⁾

藩閥の形骸化と官庁機構を媒介とする能力もしくは情実による結合傾向という石塚氏の所論は、升味氏のそれとほとんど同じである。そこで、なぜ石塚氏が、わざわざ「同氏（升味氏のこと）の結論が誤っている」とするのか理解に苦しむ。

四 田中彰『日本の歴史24・明治維新』（一九七六年）の説明

このように升味・石塚両氏は、一八七〇年代から八〇年代にかけての政府官僚制における藩閥的結合状態の減衰傾向を主張しているが、これたいてして、田中彰氏は異論を提起する。

田中氏もまた、石塚氏が作成し升味氏も利用している「太政官・各省官員出身府県別内訳表（明治五・一〇年）⁽¹⁰⁾」に依拠して議論をすすめている。ちなみに、この「内訳表」（表1）は、一八七二年（明治五年）と七七年（明治一〇）における太政官、元老院、各省、開拓使毎の所属官員数を勅奏任、判任に分けて、それぞれについて鹿児島県、山口県、高知県、長崎県、東京府、静岡県の出身（本籍）者数を計上したものである。鹿児島、山口、高知、長崎出身は藩閥の薩長土肥関係者を、静岡出身は旧幕臣を、東京出身は旧幕臣および旧公卿・旧大名を含む各地からの移籍者を想定し

表1 太政官・各省官員出身府県別内訳表（明治5・10年）

官 庁	年 次	階 層	出 身 府 県 名						総 計	
			鹿児島	山口	高知	長崎	東京	静岡	官等別小計	年次別ノ 合計・百分比
太政官	明治5年	勅奏任 判 任	5 5	3 4	⑥ ⑪	4 9	11 118	1 5	49 277	326 (7.7)
	明治10年	勅奏任 判 任	7 5	⑩ ⑨	6 7	8 2	16 96	4 26	74 279	353 (6.8)
元老院	明治5年	勅奏任 判 任	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
	明治10年	勅奏任 判 任	4 2	3 0	⑥ 3	3 0	6 9	2 2	29 33	62 (1.2)
外務省	明治5年	勅奏任 判 任	4 2	1 1	0 0	⑥ ⑫	3 15	5 22	30 92	122 (2.9)
	明治10年	勅奏任 判 任	6 5	3 0	0 0	⑥ ⑩	6 23	6 8	38 63	101 (1.9)
内務省	明治5年	勅奏任 判 任	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
	明治10年	勅奏任 判 任	⑮ ⑳	3 61	1 19	2 15	7 337	7 120	66 1,423	1,489 (28.6)
大蔵省	明治5年	勅奏任 判 任	8 34	9 ④⑦	4 12	⑪ 37	13 225	8 127	85 825	910 (21.6)
	明治10年	勅奏任 判 任	13 25	12 26	0 8	⑯ ③③	17 225	4 141	84 843	927 (17.8)
陸軍省	明治5年	勅奏任 判 任	3 41	⑩ ⑥⑤	1 55	1 10	2 59	8 46	44 564	608 (14.4)
	明治10年	勅奏任 判 任	3 30	③ ⑤③	1 29	0 13	1 80	6 52	22 517	539 (10.3)
海軍省	明治5年	勅奏任 判 任	⑪ ④⑦	9 0	4 6	9 6	6 51	10 62	81 335	416 (9.9)
	明治10年	勅奏任 判 任	⑤ ④③	1 3	2 12	3 14	2 55	5 62	24 313	337 (6.5)
文部省	明治5年	勅奏任 判 任	4 6	4 4	⑤ 6	2 ⑱	5 68	3 23	48 287	335 (8.0)
	明治10年	勅奏任 判 任	0 0	3 3	2 2	③ ⑤	10 25	4 7	36 109	145 (2.8)

明治初期旧佐賀藩出身政府官僚の統計的分析試論

(一)

官 庁	年 次	階 層	出 身 府 県 名						総 計	
			鹿児島	山口	高知	長崎	東京	静岡	官等別小計	年次別ノ 合計・百分比
教 部 省	明治5年	勅奏任 判 任	2 4	③ ④	0 2	1 2	1 18	1 6	11 94	105 (2.5)
	明治10年	勅奏任 判 任	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
工 部 省	明治5年	勅奏任 判 任	2 6	⑮ 51	2 17	13 ⑨	3 74	4 78	52 445	497 (11.8)
	明治10年	勅奏任 判 任	3 1	⑭ ④④	3 7	2 24	6 5	4 44	38 332	370 (7.1)
司 法 省	明治5年	勅奏任 判 任	4 7	3 3	⑨ 7	2 ⑩	5 49	1 12	40 170	210 (5.0)
	明治10年	勅奏任 判 任	0 2	2 8	0 6	⑤ ⑬	2 33	0 9	11 132	143 (2.7)
宮 内 省	明治5年	勅奏任 判 任	⑤ 10	3 ⑫	0 4	0 4	4 75	1 6	23 221	244 (5.8)
	明治10年	勅奏任 判 任	2 10	③ ⑪	1 5	0 3	15 73	3 18	38 190	228 (4.4)
開 拓 使	明治5年	勅奏任 判 任	⑤ ⑤⑥	1 7	1 0	2 10	2 62	5 37	23 417	440 (10.4)
	明治10年	勅奏任 判 任	① ⑳	0 9	0 2	0 17	0 70	0 46	1 520	521 (9.9)
総 計	明治5年	勅奏任 判 任	53 218	61 198	32 120	51 192	55 814	47 424	466 3,727	4,213 (100.0)
	明治10年	勅奏任 判 任	59 396	57 233	22 100	48 154	88 1,082	45 535	461 4,754	5,215 (100.0)

注(1) 『官員全書』(官版)上中巻(明治5年)、西村隼太郎編『官員録』(明治10年)に記載の「官等」を、内閣記録局編『明治職官沿革表』および『職官表』(外史局校本)と照合して、勅奏判任官に分類・整理して作成。

(2) 地租改正事務局は大蔵・内務両省の共同所管であったが、一応内務省に含めた。

ているであろうことは容易に想像できる。

田中氏は、以下のように説明している。

一、この表を鹿児島(薩)・山口(長)・高知(土)・長崎(肥)の欄にかぎって、薩長土肥中の最高数を丸印でしめし
てみると、だいたい省ごとに出身県の色わけがうかびあがる。「長の陸軍、薩の海軍」はのちのちまでも有名なが、
大久保(薩)の内務省が鹿児島、大隈(肥)の大蔵省が長崎(肥)、伊藤(長)の工部省が山口、大木(肥)の司法
省が長崎、宍戸(長)の教部省が山口、黒田(薩)の開拓使が鹿児島、といったぐあいである。右のことは、長官
の出身地によってある程度その出身県の官僚が、相対的多数を占めていることをしめしている。もちろん、外務
(寺島||薩)・文部(木戸||長、文部大輔田中不二磨||名古屋)あるいは宮内(徳大寺実則||公家)の各省のように、長官
と丸印県とがずれているところもある、しかしそれとても長崎や山口などの藩閥特定県に集中しているのである。
「大久保体制はやはり薩長土肥の藩閥的色彩の濃いことがわかる」⁽¹¹⁾。

二、ここでいう藩閥とは、維新当初にみられた出身藩による排他的、朋党的な郷党的結合でなく、官僚機構の整備
とともに薩長土肥の範囲内では郷党的色彩よりも、むしろ機構とむすびついた少数の実力者中心の派閥形成が優
先していく。「しかし、基本的性格はやはり薩長土肥の流動化した藩閥にあつた」⁽¹²⁾。

三、東京・静岡の数が勅・奏任官に比し、判任官に圧倒的であり、技術・実務官僚、軍事官僚としての旧幕臣層が、
大久保体制を幅ひろくささえていたといえる。⁽¹³⁾

四、他の資料で地方官僚について調査すると、一九七七年(明治一〇)時点では、地方長次官(府知事・県令・権令・
参事・権参事)の多くは薩長土肥出身者である。また、各府県官員の地元属籍者率は、鹿児島、山口、高知がとく
に高く、静岡も比較的高い。反面、三府と開港地(神奈川・兵庫・長崎・新潟)は低い。地元属籍者率の高さは、
藩閥支配の体質をしめしている。⁽¹⁴⁾

明治初期旧佐賀藩出身政府官僚の統計的分析試論 (一)

これらのことから、田中氏は、「大久保体制は、中央・地方を問わず、まさに藩閥的だったのである。升味準之輔氏……の力点は、中央政府首脳者は藩閥的だが、以下の部分はかならずしもそうでない、というところにおかれている。しかし、……『乱数表』的傾向——官僚機構の整備とあいまって、非藩閥出身者は藩閥とむすびつき、この傾向はのちにはいつそう強くなる——はあるにせよ、地元属籍者率の動向をふくめて、大久保体制といわれるものは、やはり中央・地方とも基本的に藩閥色でぬりかためられていた、といえよう。そして、明治一四年の政変は藩閥体制の一つのエポックをしめしながらも、なおこうした傾向は尾をひいていた、とみてよい」と論じ、藩閥色の解消傾向に注目する升味・石塚両氏とは逆の理解を呈示している。

五 田中説における方法上の難点

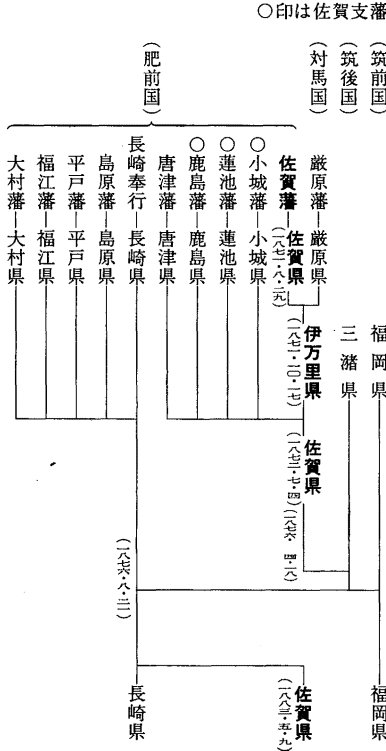
しかし、田中氏の表1の読み方には重大な誤謬がある。

第一に、表1の数字のみから、中央各省においては長官と同一県出身の官僚が「相対的多数」を占めているから「薩長土肥の藩閥的色彩の濃い」との結論を導くのは、論理的に不可能である。なぜならば、表1には鹿児島以下六府県出身者（正確には在籍者）数のみが計上されているにすぎないから、これら六府県出身者数間の相互比較は可能であるが、他府県出身者を含めた全官僚数中の藩閥県出身者の比重を読みとることができないのは自明である。それは統計学の初歩的常識である。そもそも、藩閥云々が問題になるのは、まさに全官僚機構中に占める特定藩出身者の勢力の異常な大きさが注目されるからではなからうか。ところが、田中氏は、六府県中の僅かに鹿児島、山口、高知、長崎四県出身者みみの相互の人数の多寡を比較しているだけであるから、そのことで長官と同一の特定県出身者がその省で「相対的多数」を占めているとはおよそ証明できないはずである。それを証明するためには、他の資料による補強を必要とするのはいうまでもない。

第二に、田中氏は、長崎県在籍者を藩閥の肥前佐賀藩出身者と同一視しているが(この点では石塚氏、升味氏も同様)、これは事実誤認である。表2に¹⁶⁾しめすように、佐賀藩は一八七一年八月二十九日(明治四・七・一四)の廢藩置県とともに佐賀県となり、二ヵ月後の一〇月一七日(九・四)に嚴原県と合併して伊万里県と改称、伊万里県には旧佐賀支藩の小城県、蓮池県、鹿島県および旧唐津藩の唐津県が編入された後、翌七二年七月四日(明治五・五・二九)に佐賀県に改称されたが、同県は七六年(明治九)四月一八日に三瀧県(筑後国)に編入されて廢止、しかし、僅か四ヵ月後の八月二一日に三瀧県は廢止され旧佐賀領域は長崎県に編入、七年後の一八八三年(明治一六)五月九日に長崎県から佐賀県を分離、再置した。

したがって、表1の明治五年の時点で旧佐賀藩出身者は主に伊万里県↓佐賀県に在籍していたはずであるから、同年の長崎県在籍者は佐賀藩出身者と別個である。また、明治一〇年における長崎県在籍者には佐賀藩出身者が含まれてはいるが、その他に通訳官などの

表2 長崎県・佐賀県の沿革



技術官僚を多数輩出した旧長崎奉行所(幕領)関係者や勤王藩のひとつとして相当数の政府官僚を送り出した旧大村藩関係者なども含まれているので、これまた長崎県在籍者を佐賀藩出身者と同一視するのは正しくない。つまり、長崎県在籍者をカウントすることは、決して藩閥の佐賀藩出身政府官僚の動向をしめすことに

明治初期旧佐賀藩出身政府官僚の統計的分析試論 (一)

直結しないのである。長崎県をただちに「藩閥特定県」とするのは見当違いであり、この意味で、田中氏さらに石塚氏、升味氏は、事実誤認を犯しているといわねばならない。

同様のことは、鹿児島県と高知県についてもいえる。鹿児島県には、一八七六年（明治九）八月二日から八三年（明治一六）五月八日まで宮崎県（旧高鍋藩、旧延岡藩、旧佐土原藩、旧飢肥藩）が編入されていたから、藩閥の旧鹿児島藩出身者を数える場合には、鹿児島県在籍者数から宮崎県関係者数（ただし島津支藩の旧佐土原を除く）を差し引かなければならない。また、高知県にも、一八七六年（明治九）八月二日から八〇年（明治一三）三月一日まで名東県（旧徳島藩）が編入されていたから、藩閥の旧土佐藩出身者を数える場合には、高知県在籍者数から名東県関係者数を差し引かなければならない。とくに、旧阿波徳島藩は勤王大藩だったから相当多数の政府官僚を輩出していることに注意する必要がある。

六 中央省使上・中級官員の出身地

このように、田中氏の統計の読み方には欠陥があるから、氏の結論をそのまま認める訳にはいかない。そこで、田中氏という中央各省においては長官と同一県出身の官僚が「相対的多数」を占めているから「薩長土肥の藩閥的色彩の濃い」という命題が事実在即しているかを否かを、田中氏の叙述の順序にしたがって、他の資料で検討し直してみる必要がある。なお表1には一八七二年（明治五）と七七年（明治一〇）の二通りの数値が掲げられているが、田中氏は「大久保体制」を問題にしているから、七七年をとりあげることとする。周知の通り政府官員の身分は勅任、奏任、判任の三クラスに分かれるが、判任は上司の指揮の下に末端で日常官庁事務の処理に従事している下級官吏であり、政府や省の政策決定や意思形成にはあまり関与しないから、いわゆる官僚的側面は稀薄であり、藩閥問題を考えるにあたって判任をとりあげても意味は多くないし、多人数でもあるので省くことにする。もっぱら勅任、奏任について

田中氏の命題の適否を検討することにしたい。

(1) 田中氏によれば、「大久保(薩)の内務省」では鹿児島県出身の官僚が「相対的多数を占めている」ことになっているが、事実はどうか。

一八七七年(明治一〇)十一月刊の『官員名鑑』⁽¹⁷⁾によれば、内務省の勅任は四名プラス兼任一名であり、卿の大久保利通(鹿児島)、少輔の林友幸(山口)と前島密(静岡)、大警視の川路利良(鹿児島)、その他に大蔵大輔の松方正義(鹿児島)が内務省勸農局長を兼務しているが、これは地租改正の都合であろう。勅任にみるかぎり、鹿児島県出身者が断然優位にあり、升味、石塚、田中各氏という通りである。

つぎに奏任は全部で四七名で鹿児島九、東京五、石川四、静岡四、山口三、大分・高知・島根・滋賀・兵庫・福岡各二、岐阜・京都・熊本・埼玉・千葉・長崎(旧大村藩)・新潟・福島・広島・山形各一である(なお内国勸業博覧会事務局関係は臨時の組織であり、しかもほとんどが兼務者であるので省いた。この数字によれば、たしかに鹿児島県出身者が「相対的多数」であるようにみえる。しかし、より詳しく検討してみると、鹿児島九のうち六は警視局の所属である(警視局所属は他に石川二、高知二、東京二、大分一、熊本一、新潟一、福岡一、山形一)。川路大警視の率いる警視局は、創設以来薩摩閩の牙城であり、内務省のなかでも特殊な色彩を帯びにセクションであった。かつ、この年には西南戦争に大量の警視隊を派遣したという特別の事情があり機構が拡大したことも考慮に入れなければならない。そこで、警視局一七名を除外して計算すれば、鹿児島出身者は奏任三〇名中の三名(一〇%)であって、静岡の四名より少数となり、東京、山口と並ぶ。これでは「相対的多数」という訳にいかないであろう。要するに、内務省の奏任の場合、田中氏の命題は、警視局を算入すれば鹿児島出身者九名(一九%)となつてどうやら成立するが、特殊事情のある警視局を除外した場合には成立しないといえよう。

(2) 田中氏によれば、「大隈(肥)の大蔵省」では長崎県出身の官僚が「相対的多数を占めている」ことになつてい

るが、事実はどうか。

この場合の長崎県出身者は、田中氏の文脈からすれば、長崎県出身一般でなくその内の旧佐賀藩出身者に限定しなければならぬのはいうまでもあるまい。前記『官員名鑑』によれば、大蔵省の勅任は、卿の大隈重信（長崎）と大輔の松方正義（鹿児島）の二名で藩閥そのものである。

奏任は四六名で東京一一、長崎一〇、山口七、鹿児島六、岐阜三、静岡二、青森・石川・愛媛・大分・大阪・京都・熊本各一であり、内務省に比べると藩閥色が濃い（ただし、高知は零である）。長崎出身者一〇名のうち七名は前年の『明治九年官員録』に佐賀と記され、残り三名は長崎となっているから、旧佐賀藩出身は七名（二五％）ということになり、東京より少数で山口と並んでいるから、「相対的多数」といえるかどうか微妙なところであろう。

(3) 田中氏によれば、「伊藤（長）の工部省」では山口県出身の官僚が「相対的多数を占めている」ことになっているが、事実はどうか。

前記『官員名鑑』によれば、工部省の勅任は、卿の伊藤博文（山口）、大輔の山尾庸三（山口）の二名で完全な長州閥である。

奏任は三二名で山口一一（三五・五％）、東京五、長崎四（内旧佐賀藩二）、静岡三、鹿児島二、青森一、石川一、京都一、高知（旧名東）一、新潟一、和歌山一で、山口県出身は文字通り「相対的多数」を占め、工部省の勅任に関しては、田中氏の命題は事実合致している。

(4) 田中氏によれば、「大木（肥）の司法省」では長崎県出身の官僚が「相対的多数」を占めていることになっているが、事実はどうか。

ここでの長崎県出身者の計上には大蔵省の場合と同様の考慮が必要なのはいうまでもない。前記『官員名鑑』によれば、司法省の勅任は、卿の大木喬任（長崎）、大輔の山田顕義（山口）、検事長の岸良兼養（鹿児島）、判事の玉乃世履

(山口〓岩国)の四名でこれまた藩閥独占である(ただし玉乃を長州閥に入れうるとして)。

奏任は一一三名(内九〇は判事)で東京一八、長崎一四(内旧佐賀藩二)、高知一三(内旧土佐藩九、不明二)、山口一〇、鹿児島七(内宮崎一)、熊本六、静岡五、石川四、大阪四、愛媛・岐阜・長野・福岡・山形・和歌山各三、茨城・堺・滋賀各二、愛知・岡山・京都・千葉・新潟・兵庫各一であり、旧佐賀藩出身者は東京より少数の一二名(一〇・七%)となるから、これまた大蔵省の場合と同様に「相対的多数」といえるかどうか微妙である。

(5) 田中氏によれば、「宍戸(長)の教部省」では山口県出身の官僚が、「相対的多数」を占めていることになっているが、事実はどうか。

教部省は、一八七七年(明治一〇)一月一日に廃止されたので、前記『官員名鑑』に掲載されていない。そこで、『明治九年官員録』によれば、勅任は、大輔が宍戸璣(山口)、少輔が大久保一翁(静岡)で藩閥出身は二分の一である。

奏任は四名で、敦賀・鳥取・鹿児島・愛知各一であり、山口県出身者は皆無である。したがって、廃止直前七六年の教部省奏任に関する限り田中氏の命題は事実には反する。

(6) 田中氏によれば、「黒田(薩)の開拓使」では鹿児島県出身の官僚が「相対的多数」を占めていることになっているが、事実はどうか。

前記『官員名鑑』によれば、開拓使の勅任は、長官の黒田清隆(開拓〓旧鹿児島藩)のみであり、もちろん薩摩閥独占である。

奏任は二一名で鹿児島一〇(四五%)、東京四、茨城・開拓・京都・兵庫・三重・官城・山口各一で鹿児島県出身は「相対的多数」を占め、開拓使の勅任に関しては、田中氏の命題は事実には合致している。

(7) 田中氏によれば、「外務省(寺島〓薩)」では「藩閥特定県」の長崎に「集中している」ことになっているが、

事實はどうか。

前記『官員名鑑』によれば、外務省の勅任は、卿の寺島宗則（鹿児島）、大輔の鮫島尚信（鹿児島）、特命全權公使の榎本武揚（静岡）、上野景範（鹿児島）、吉田清成（鹿児島）、青木周蔵（山口）、森有礼（鹿児島）の七名であり薩摩閥色が濃厚であるが、「集中」しているはずの長崎県出身者は皆無である。

奏任は三五名で、東京八、静岡六、長崎六（内旧佐賀藩三）、愛媛三、滋賀二、青森・石川・岡山・鹿児島・群馬・兵庫・三重・宮城・山形・山口各一であり、「相対的多数」を占めているのは旧幕臣である。長崎県のうち旧佐賀藩出身者は三名（八・六％）であるからとうてい「相対的多数」とはいえず、鹿児島県、山口県はそれぞれ僅か一名、高知県にいたっては零である。したがって、外務省の奏任においては、長崎県はおろかいかなる「藩閥特定県」にも「集中」していない。

(8) 田中氏によれば、「文部省（文部大輔田中不二磨＝名古屋）」では「藩閥特定県」の長崎に「集中している」ことになつてゐるが、事實はどうか。

前記『官員名鑑』によれば、文部省の勅任は、大輔の田中不二磨（東京）と少輔の神田孝平（静岡）の二名で「藩閥特定県」出身者は皆無である。

奏任は三〇名（内二五は官立学校長・教授）で、東京七、静岡五、愛知三、長崎二（内旧佐賀藩一）、山口二、京都・高知（旧名東）・千葉・栃木・新潟・兵庫・広島・福岡・山形・和歌山各一であり、外務省の場合と同様に「相対的多数」を占めているのは旧幕臣である。藩閥関係は辛うじて山口県出身二名、旧佐賀藩出身一名だけであり、鹿児島県出身と旧土佐藩出身は零である。つまり、文部省の勅奏任においては、田中氏の説明とは逆に、およそ「藩閥特定県」に「集中」していない。

(9) 田中氏によれば、「宮内省（徳大寺実則＝公家）」では「藩閥特定県」の山口に「集中している」ことになつてい

るが、事実はどうか。

前記『官員名鑑』によれば、宮内省の勅任は、卿兼一等侍補の徳大寺実則（東京）、少輔の杉孫七郎（山口）、一等侍補の吉井友実（鹿児島）と土方久元（高知）、皇太后宮大夫の万里小路博房（東京）、御用掛の福羽美静（島根）、伊地知正治（鹿児島）、式部頭の坊城俊政（東京）の八名であり藩閥関係は二分の一である。

奏任は、四八名（内女官一五）で東京二六、京都五、静岡三、山口三、熊本・鹿児島・滋賀各二、石川・神奈川・高知・千葉・長野各一であり、東京には旧佐賀藩出身者一が含まれている。旧公卿関係者が「絶対的多数」を占めているのは明白であり、どの「藩閥特定県」にも「集中」している事実はない。

以上、表1を根拠にして「長官の出身地によってある程度その出身県の官僚が、相対的多数を占めている」から「大久保体制はやはり薩長土肥の藩閥的色彩の濃いことがわかる」としている田中氏の主張の当否を、田中氏の指摘した順に、一八七七年（明治一〇）における各省の勅任、奏任について検討してみたが、みてきたように、勅任については文部省を除いてまさに藩閥的だが、奏任については、田中氏の主張が該当するのは工部省と開拓使のみであり、内務省は特殊事情のある警視局を算入した場合に該当し、大蔵省と司法省は微妙であり、教部省、外務省、文部省、官内省においては該当しない。要するに、各省奏任官に関する限り、田中氏の主張は、工部省と開拓使を除いて、事実と食い違っているといわざるをえない。とくに、旧土佐藩出身者は司法省以外にはほとんど勢力を有していないから、もはや「薩長土肥」とはいえないのではなからうか。以上は各省勅奏任の検討から得られた結果だが、官僚としての重要度が劣る各省判任の場合にも大体類似の結果が予想される。

七 一応の結論

以上、田中氏の表1の読み方の誤りを事実在即して批判したが、だからといって、「大久保体制は、中央・地方を

問わず、まさに藩閥的だった」とする田中氏の主張がまったくの見当違いという訳ではない。前項の勅奏任官員数の検討においては、太政官、元老院、陸海軍省(軍部)および地方官という重要なセクションが省かれているが、これらは、より藩閥色が濃厚であったのはよく知られている。さらに、地方長次官の出身地の特徴や府県官員における地元属籍者率の分析を通じて地方官僚の藩閥色を強調する田中氏の所論にもそれなりに納得できるものがある。しかし、田中氏は、一八七七年(明治一〇)段階で地方長次官における藩閥関係者の占有率が増大していることに着目して、「藩閥支配が形成されてきている」とするが、必ずしもそうとばかりはいえないように思われる。この頃、府県の再編成にもなつて地方官の大移動があつたが、中央官庁における有能な非藩閥系官僚の抬頭に押されてはみ出した藩閥系官僚が地方官に転出する傾向もみられるのである。この場合の藩閥系地方官の増加は、全官僚機構にはむしろ藩閥崩壊の一現象形態とみるべきであろう。そこで、個々の移動についての具体的な実証がともなわない限り、藩閥系地方官の増大がただちに「藩閥支配が形成されてきている」とはいいきれないであろう。同様のことは府県官員における地元属籍者率の問題についてもいえる。

こうみてくれば、「大久保体制は、中央・地方を問わず、まさに藩閥的……藩閥色でぬりかためられていた」とするのは過大評価であり、大久保体制はなお濃厚に藩閥色を残しながらも、中央各省の中堅実務官僚のレベルでは藩閥体制が次第に崩れつつあつたとみるのが、すなわち、升味・石塚両氏の見解の方が、より事実合致しているのではなからうか。いずれにせよ、この時期の官僚制の社会的性格なかならず藩閥性の問題を考えるにあたっては、個々の分野に関して具体的実証分析を積み上げていくことが必要であろう。

第一節 『百官履歴』にみる旧佐賀藩出身者の動向

前置きが長くなつたが、そのような「大久保体制」のもとで、藩閥のひとつである旧佐賀藩出身政府官僚の進出分

省六等出仕) ○真木長義(海軍少将、海軍裁判所長) 増田明道(海軍中佐) 安永弘行(豆州監察) ○山口尚芳(参事院議官)

右の二六名中、勅任官にまで到達したのは○印の一二名(四六%)、他は戊辰戦争に参戦した記録のみの安永弘行を除いて本書編修の時点では奏任どまりである。活躍が目だつ分野は、司法省(江藤、大木、楠田、鶴田)、大蔵省(大隈、佐野)、海軍(中牟田、真木)あたりであろうか。

この『百官履歴』は、サンプルの絶対数が限られているので、表3の数値は大体の傾向性を示すにとどまっているが、当時の官界における旧佐賀藩出身者の占める地位のおおよその目安にはなりうるであろう。

第二節 『明治七年官員録』にみる旧佐賀藩出身者の動向

つぎに『明治七年官員録』⁽¹⁸⁾によって、旧佐賀藩出身政府官僚の動向をより詳しく調べてみることにする。一八七四(明治七)年を選んだ理由の第一は、この年度の『官員録』からそれまでなかった各人の本籍地が記載されるようになり、出身地の判定が便利になったからである。しかも、一八七六年(明治九)の府県の大幅な統廃合(例えば佐賀県を長崎県に編入)の前の三府七二県の時期であり、在籍府県名は出身藩のそれにより近い利点がある。第二は、この七四年が、前年一〇月の明治六年政変による政府の大分裂(西郷隆盛、板垣退助、後藤象二郎、江藤新平、副島種臣の各参議の下野)で官界が大変動した後を承けて、いわゆる有司専制体制(大久保体制)が出現した年になるからである。第三に、それとの関連で七三年一月に内務省が設置されて太政官制の骨格が一応できあがり、その人事について『明治七年官員録』から載りはじめたからである(なお、前述の理由により対象は勅任と奏任に限り判任は含めない。また、府県名は在籍地である。同一省内での兼務は人数を重複して数えない)。

一 太政官

(1) 正 院

勅任は一三名で鹿児島五、佐賀二（參議大隈重信、同大木喬任、東京二、山口二、静岡一、高知一。旧佐賀藩出身者数は二位で占有率一五・三％。

奏任は三六名で東京七、静岡四、佐賀三（権少内史野口常共、権少外史久米邦武、同牟田口元孝）、滋賀三、鹿児島・高知・浜松・山口各二、愛知・石川・茨城・岩手・大分・岐阜・京都・栃木・浜田・兵庫・三重各一で、旧幕臣が断然優勢。佐賀は三位、八・三％。

(2) 左 院

勅任は三名で高知二、鹿児島一。

奏任は三七名で東京一三、鹿児島四、佐賀四（二等議官西原逾明、四等議官牟田口通照、五等議官長森敬斐、同原志順）、高知三、白川三、静岡二、和歌山二、青森・愛媛・置賜・熊谷・滋賀・長野・山口各一。佐賀は二位、一〇・八％。

(3) 式部寮

勅任は一名（東京）。

奏任は七名で東京六、京都一。

二 外務省

勅任は一〇名で鹿児島四、佐賀二（少輔山口尚芳、弁理公使佐野常民）、山口二、静岡・東京各一。佐賀は二位、二〇％。

奏任は四〇名で東京七、長崎五、佐賀四（五等出仕中山信彬、一等書記官中野健明、同本野盛亨、領事福島九成）、静岡三、山口三、愛媛・神奈川・宮城各二、岡山・大阪・鹿児島・岐阜・熊谷・酒田・滋賀・千葉・敦賀・浜松・三潞

明治初期旧佐賀藩出身政府官僚の統計的分析試論 (一)

明治初期旧佐賀藩出身政府官僚の統計的分析試論 (一)

・度会各一。佐賀は三位、一〇%。

三 内務省

勅任は一名(鹿児島)。

奏任は四七名で東京八、静岡六、高知五、敦賀四、山口三、鹿児島・千葉・豊岡・長崎・広島各二、大分・岐阜・熊谷・小倉・埼玉・佐賀(六等出仕坂部長恩)・滋賀・飾磨・白川・栃木・浜松各一。佐賀は一位、二・一%。

四 大蔵省

勅任は二名で佐賀(卿大隈重信)一、鹿児島一。佐賀は一位、五〇%。

奏任は七五名で東京一三、山口一二、佐賀八(六等出仕坂田伯孝、七等出仕土山盛有、造幣権頭石丸安世、出納頭馬渡俊邁、統計助深江順暢、七等出仕豊川百太郎、五等出仕伊東武重、七等出仕神山聞)、長崎六、敦賀五、浜松五、鹿児島四、静岡四、岐阜三、名東三、筑摩二、和歌山二、愛知・秋田・愛媛・大阪・神奈川・高知・酒田・白川各一。佐賀は三位、一〇・七%。

五 陸軍省

勅任は一九名で鹿児島六、山口五、開拓一、岐阜一、京都一、高知一、静岡一、東京一、三潞一、和歌山一。

奏任は五五二名(多数なので県別内訳は省略)で佐賀は一名(七等出仕安永弘行、中佐巖谷龍一、同高柳邦秀、少佐古河氏潔、同福島九成、大尉石丸忠央、同服部良之、同益田照遠、会計一等副監督田村昌宗、軍医菊地篤忠、同副島仲謙)、二%。陸軍においては旧佐賀藩出身者の勢力は微弱である。しかも巖谷龍一は陸軍裁判所評事を兼ね、服部良之も同裁判所大主理を兼ねているし、福島九成は領事を兼ねているから、純粹の武官というより法務官あるいは在外武官の性格を帯びているように思われる。また、前掲『百官履歴』で明治以後の経歴が不明であった安永弘行が陸軍省七等出仕になっていたことが判明したのも面白い。

六 海軍省

勅任は七名で静岡三、鹿児島二、佐賀二（少将兼兵学頭中牟田倉之助、少将真木長義）、佐賀は二位、二八・六％。

奏任は一四七名（多数なので県別内訳は省略）で佐賀は一七名（少丞石井□吉、秘書官堤董真、七等出仕石黒直寛、中佐増田明道、同相浦紀道、少佐沢野種鉄、同山崎景則、同松本安種、同松村文亮、大尉本島義武、同増田広豊、同中島伴九郎、同村岡道純、同吉島辰寧、同古川種利、主船助兵動喜知、少医監宮田高政、一一・六％。佐賀閥は、陸軍の場合と違って海軍に一定の勢力を有していたようにみえる。

七 文部省

勅任は一名（愛知）。

奏任は二六名で鹿児島三、長崎三、佐賀二（五等出仕中島永元、六等出仕永松東海、静岡二、筑摩二、東京二、新潟二、足柄・石川・愛媛・置賜・京都・島根・千葉・浜松・山口・不明各一。佐賀は三位、七・七％。

八 教部省

勅任は二名で鹿児島一、山口一。

奏任は四名で鹿児島二、敦賀一、鳥取一。

九 工部省

勅任は五名で山口三、佐賀一（御用掛佐野常民）、長崎一。佐賀は二位、二〇％。

奏任は五一名で山口一三、佐賀五（七等出仕田代苗臣、同赤司欽一、灯台権助西牟田豊綏、電信権頭石井忠亮、七等出仕石丸源作、静岡四、東京四、岡山三、岩手・京都・白川・敦賀・新潟・浜松各二、鹿児島・神奈川・高知・酒田・滋賀・長崎・広島・三藩・名東・和歌山各一。佐賀は二位、九・八％。

一〇 司法省

明治初期旧佐賀藩出身政府官僚の統計的分析試論 (一)

明治初期旧佐賀藩出身政府官僚の統計的分析試論 (一)

勅任は五名で佐賀二(卿大木喬任、明法頭楠田英世)、山口二、高知一。佐賀は一位、四〇%。

奏任は七四名で高知一〇、東京九、佐賀八(七等出仕原田種成、同高木秀臣、少判事池田弥一、同石井忠恭、権少判事園田弘、権大檢事杉本芳熙、明法権頭鶴田皓、中法官荒木博臣)、鹿児島六、白川五、愛知・福岡各三、愛媛・大阪・岡山・静岡・敦賀・長野・名東・山口各二、小田・酒田・滋賀・筑摩・栃木・奈良・新治・浜松・広島・宮崎・和歌山各一。佐賀は三位、一〇・八%。

一 宮内省

勅任は七名で東京三、山口二、高知一、浜田一。

奏任は二九名で東京一二、京都四、静岡三、白川三、敦賀二、山口二、神奈川・長野・福岡各一。

二 開拓使

勅任は二名で開拓(鹿児島)一、酒田一。

奏任は二〇名で鹿児島八、東京三、敦賀二、開拓・京都・静岡・鳥取・豊岡・新治・浜松各一。

三 警視庁

勅任は一名(鹿児島)。

奏任は一〇名で鹿児島・高知・敦賀各二、白川・広島・三瀨・山口各一。

四 地方官

勅任は七名で静岡二、京都・高知・白川・長崎・琉球各一。

奏任は一五六名(多数なので県別内訳は省略)で佐賀は八名(東京府六等出仕福岡義辨、茨城県参事関新平、栃木県令鍋島幹、同県参事藤川為親、同県七等出仕柳川安尚、三重県権合岩村定高、山梨県参事富岡敬明、豊岡県権参事大野右伸)、五%。

旧佐賀藩出身者の勢力は微々たるものであり、およそ藩閥らしくない。その中で目立つのは、栃木県の首脳を独占

していることである。闊つくりの典型であろうか。それだけに、他府県での不振がいつそう目に着く。

以上の調査から、いわゆる佐賀閥の占有率をまとめると表4のようになる。表4をみると、勅奏任合計で佐賀閥が

表4 佐賀閥の占有率

	勅奏任	勅任のみ	奏任のみ
太政官	9.2%	11.8%	8.6%
正院	10.2	15.3	8.3
左院	6.1	0 %	10.8%
式部寮	0	0	0
外務省	12	20	10
内務省	2.1	0	2.1
陸軍省	11.7	50	10.7
海軍省	1.9	0	2.0
文部省	12.3	28.6	11.6
工部省	7.4	0	7.7
司法省	0	0	0
内務省	10.7	20	9.8
拓殖省	12.7	40	10.8
官制	0	0	0
開拓使	0	0	0
警視庁	0	0	0
地方官	4.9	0	5.0
全体	5.9%	11.6%	5.5%

一〇%以上を占有しているのは、正院、外務省、大蔵省、海軍省、工部省、司法省であり、逆に全く空白なのは、式部寮、教部省、宮内省、開拓使、警視庁であり、陸軍省、内務省での占有率も低い。こうして、佐賀閥が法学・工学や外国語など洋学系統の新知識を必要とする度合いの多いセクションで強く、反面では官廷と関係が深いセクションで極端に弱い傾向が明瞭に現われているが、これは、幕末勤王運動への参加によって政局に進出したというより、長崎仕込みの新知識を武器に政権に食い込んでいった旧佐賀藩出身官僚（典型は大隈重信や江藤新平）のテクノクラートの性格をよく反映した数字といえよう。

さらに、勅任のみの占有率が奏任のみの占有率の二倍の高さを示しているのは、やはり官僚制の上層部分を占拠している藩閥の特徴をよく表わしていると同時に、中堅どころでは非藩閥系官僚の進出におびやかされている既成勢力の弱みをも示唆しているといえよう。さらに、勅奏任全体での占有率五・九%が前記『百官履歴』掲載者に占める旧佐賀藩出身者の割り合い五・七%と近似しているのも面白い。この辺りが明治初期における佐賀閥の平均的官職占有率とみていいのであろうか。

明治初期旧佐賀藩出身政府官僚の統計的分析試論 (一)

さて、この『明治七年官員録』で調べた数字は、前掲の一八七七年(明治一〇)の『官員名鑑』から得られた数字と若干の出入りがある。とくに、府県統廃合にともなう地方官の移動、転出の関連人事において著るしい。両者を精密に比較することによって、その間の政情の変化や藩閥間の力関係の移動などの様相が浮かび上がってくるであろう。この両者に限らず、毎年の『官員録』に含まれている情報の動きを系統的に調査することによって、われわれは、この時期の政権の実相とその社会的背景について、いっそうの理解を深めることが可能になるはずである。今後の課題としたい。

(未完)

【註】

- (1) 升味準之輔『日本政党史論』第二卷(東大出版会、一九六六年)二二―二三頁。
- (2) 同右、二三―二九頁。
- (3) 同右、二七頁。
- (4) 同右、二九頁。
- (5) 石塚裕道『日本資本主義社会成立史』(吉川弘文館、一九七三年)八〇頁。
- (6) 同右、六七頁。
- (7) 同右、六九頁。
- (8) 同右、七〇―七一頁。
- (9) 同右、七五頁。
- (10) 同右、六〇―六一頁。
- (11) 田中彰『日本の歴史24・明治維新』(小学館、一九七六年)二四七頁。
- (12) 同右、二四八頁。
- (13) 同右、二五〇頁。
- (14) 同右、二五一―二五五頁。

(15) 同右、二五六頁。

(16) 遠山茂樹、安達淑子『近代日本政治史必携』(岩波書店、一九六一年)八六一―八七頁より作成。

(17) 『官員名鑑・全』明治十年十一月(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞、一九七七年)所収。

(18) 『掌中官員録』明治七年十月(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第二卷、寺岡書洞、一九七七年)所収。

本号掲載の加藤章・黒田安雄・丸山雍成・毛利敏彦の四氏および藤野保の論文は、いずれも昭和49・50年度文部省科学研究費総合研究(A)「佐賀藩の総合的研究」の成果の一部である。

佐賀藩の総合的研究

代表者 藤野

保